

# 「孀恋村 村営住宅孀恋高校生入居」諸心得

## 1. 学生心得

共同生活を通じて協調の精神を身に着けるよう心掛け、有意義な生活をするため次の事柄を遵守して行動すること。

### (1) 日常生活について

- ① 生活は規則正しく能率的に行い、近隣住民及び同居者に迷惑をかけない。
- ② 部屋の出入りの際は、窓の施錠や消灯、火の元を確認する。
- ③ 風紀を乱すものはお互いに注意し、忠告する。
- ④ 部外者並びに異性の入室は禁止とする。また同性であっても早朝・夜間の入室は禁止とする。  
※保護者の場合は同居人の許可があればこの限りではない。
- ⑤ 同居者と互いに親睦を図るよう心掛け、挨拶を欠かさない。
- ⑥ 他室への入室・宿泊は自粛する。
- ⑦ 所持品には必ず記名・整頓し、貸借しない。
- ⑧ 騒々しい音の出るものや、不要な図書の持ち込みは禁止とする。
- ⑨ 携帯電話・スマートフォン・タブレット端末の使用は、他者に迷惑がかからないようにする。
- ⑩ 部屋の備品・設備等は大切にし、汚損・破損した場合には高校に届け出る。  
故意・過失が認められる場合は弁償する。
- ⑪ 部屋の設備・備品は役場の許可なくしては、移動、持ち出はしてはならない。
- ⑫ 門限は 20 : 00 とする。
- ⑬ 病気等で学校を欠席する場合は、必ず本人が保護者に連絡し、保護者からスマート連絡帳にて連絡をする。  
※ 禁止事項に違反した者については、特別に指導を行う。

### (2) 服装について

- ① 登下校時は、学校の規則通りとする。
- ② 高校生らしく、端正で派手ではないもの、または常に清潔なものを着用する。

### (3) 学習について

- ① 全員自主的、計画的に学習する。

### (4) 保健衛生について

- ① 身体は常に清潔に保ち、自己の健康に留意する。
- ② 身体に異常が生じた時は保護者に連絡し対応してもらう。また、高校への連絡を行う事。
- ③ 体調回復が思わしくない場合は自宅に帰宅し静養する。
- ④ 感染症の疑いがある場合は、拡大防止のため帰省して、保護者の元で静養する。
- ⑤ 清掃は毎週 1 回行い、学期末毎に大掃除を実施し、部屋内外の美化に努める。

### (4) 帰省について

- ① 長期休暇等に帰省する場合は高校に連絡を行う。

### (5) 貴重品の扱いについて

- ① 金銭類はそれぞれの責任で管理する。
- ② 同居人間での金銭の貸し借りは禁止する。

(6) 防災について

- ① 火災予防には細心の注意を払い、避難方法・経路についてよく知っておく。
- ② 消火器、火災報知器等非常時に使用するものは、みだりに手をふれない。
- ③ 火災防止のため、使用を許可された電気器具以外は使用してはならない。
- ④ 暖房の上には、ものを置かない。
- ⑤ 冬期間の水道等凍結防止措置として、数日間留守となる時は水抜き等の処理を行う事。

(7) 退去について

- ① 退学をする生徒
  - ② 再三の指導にもかかわらず規則を守れない生徒
  - ③ 家賃の滞納が3カ月以上続いた生徒
- ※以上の事項に該当する生徒は原則退去とする。**

(8) 地域の行事・清掃活動について

- ① 地域の行事（秋祭り、文化祭、地域清掃等）に積極的に参加し地域の方と親睦を図る事とする。

## 2. 入居上の注意

(1) 入居の際に持参するもの（すべて必ず記名をすること）

- ① 本人の印鑑
- ② 学用品一式、学校指定の運動着、運動靴、上履き（スリッパ・サンダル）
- ③ 保険証（マイナンバーカード又は資格証明書）
- ④ 洗面・風呂・洗濯用具
- ⑤ 寝具類
- ⑥ 食器、調理器具
- ⑦ 衣類
- ⑧ 暖房器具
- ⑨ 掃除道具
- ⑩ その他生活に必要なもの（常備薬、爪切り、ハンガー、洗濯ばさみ、裁縫用具、傘等）

(2) 持参を禁止するもの

- ① 酒類・タバコ類その他法令により所持・使用が禁止されているもの。
  - ② 火気及び高熱を発生させるもの（石油が必要な暖房器具は必ず許可を取ること。）
  - ③ 人を傷つけるおそれのあるもの（ナイフ、包丁等の刃物類）
  - ④ 高校生にふさわしくない遊具（モデルガン、花札・麻雀）及びペット等
  - ⑤ 生活に不必要なもの（高価なもの等、判断に迷う場合は学校に問い合わせること）
- ※上記にないものは魅力化推進委員会にて決定する。

(3) 保健衛生について

- ① 入居までに体調を整え、偏食をなくすよう努める。
- ② 虫歯、長期通院を要する疾病、とくに伝染性の疾病は完全に治療しておく。
- ③ アレルギー等の特異体質、持病のあるものは予め届け出ると共に、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。

### 3. 施設設備使用心得

#### (1) 居 室

- ① 室内は整理整頓する。
- ② 電気器具は指定以外のものは持ち込まない。
- ③ 照明の点灯は節電を心がけ、在室しないとき及び不要時は消灯する。
- ④ 清掃用具は所定の場所に整頓しておく。
- ⑤ 壁等には絶対落書きやポスター等の貼り付けをしない。
- ⑥ 寝具は絶えず清潔にする。

#### (2) 洗 濯

- ① 運動靴等の泥汚れの洗濯はしない。
- ② 洗濯機は使用方法を守り、機械の保全に努める。
- ③ 洗濯機は週1度フィルターを清掃すること。(繊維くずを取り除く。)
- ④ 機械が故障した場合は、ただちに高校に連絡する。
- ⑤ 洗濯のルール(使用時間・順番等)やマナー(使用中の割り込み、他人の洗濯物を勝手に取り出さない等)を守って使用する。

#### (3) トイレ

- ① 異物を流さない。
- ② 清掃用具は所定の位置に整頓する。
- ③ 清掃を心掛け、自分で汚したものは、自分の責任で片付ける。

#### (4) 浴室・洗面所

- ① 同居人と相談し順番等を遵守する。
- ② タオル等を浴槽に入れない。
- ③ 湯水は節約して使用し、浴室・脱衣所・洗面所は常に清潔と整理整頓を心掛ける。
- ④ シャンプー等は浴室内に放置しない。
- ⑤ 洗面所での洗髪は認めない。

#### (5) キッチン

- ① 食器、食卓等は大切に取り扱い、整理整頓に努める。
- ② 食前には、必ず手をよく洗う。
- ③ 食事は残さないことが望ましいが、やむを得ぬ場合は、所定の場所で始末する。
- ④ ゴミの搬出については、孺恋村のゴミの出し方を遵守し規定の曜日に指定の場所に出すこととする。

#### (6) そ の 他

- ① 必要がある場合は、孺恋村役場職員及び教員は、居室の点検を行う。
- ② 部屋の消耗品については入居者の負担により適宜調達する。
- ③ 設備等において不測の事態が生じた場合は高校に連絡を行うこととする。
- ④ 退去する場合は引っ越し予定日の1ヶ月前までに高校に届出を行うこととする。
- ⑤ 退去の際は役場職員が居室等を確認し汚損等がある場合は必要に応じ清掃費等の実費を請求する。
- ⑥ この諸心得に記載のない事項で問題が生じた場合は関係者で協議し決定する事とする。
- ⑦ 村営住宅の住所は下記のとおり。

〒377-1523 群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田592番地1 嬭恋村 村営住宅80-A

⑧ 嬭恋村役場未来創造課連絡先 0279-96-1257 (直通)

附 則 この規定は、令和8年4月1日から施行する。